

議案第143号

さいたま市与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープラン策定委員会条例を廃止する条例の制定について

さいたま市与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープラン策定委員会条例を廃止する条例を次のように定める。

平成27年9月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープラン策定委員会条例を廃止する条例

さいたま市与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープラン策定委員会条例（平成25年さいたま市条例第52号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。